

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、芳賀町全域であり、芳賀町商工会の管轄地区である。

東西 8.6km、南北 14.2km、面積 70.23 km²と南北に長い町である。

当商工会と町役場がある町中心部の祖母井地区、北部の南高根沢地区、南部の水橋地区と、大きく3つに分けられる。

(2) 地域の災害等リスク

町のほぼ中心を五行川と野元川、大川の3つの河川が流下している。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。



① 洪水

県公表の「洪水浸水想定区域図」によると、2日間に783mmの降雨を想定した場合、五行川沿いでは西へ最大2kmの広範囲に渡り3.0m未満の浸水が想定されており、浸水時間は最大1週間継続、野元川沿いでは0.5~10mの浸水が想定されている。

商工業者へのリスクとしては、浸水による商品の損害、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

② 土砂災害

町の「芳賀町地域防災計画」では、町内には崖崩れのおそれのある区域として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が計33箇所あり、これらは野元川右岸の沖積低地と丘陵との境界付近に集中して分布している。これにより建造物損壊、住民に著しい危険が生じるおそれがある。

商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

③ 地震

地震調査研究推進本部の「全国地震動予測地図」によると、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は、町の大部分で6.0~26.0%、北西部の一部地域で26%以上と予想されていることから、住民の1人ひとりが最低限地震6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要がある。

本町の祖母井地区の市街部の地盤は、安定した基盤であるといわれているが、南高根沢地区にある台地周辺の傾斜地の一部は、県が指定する山地災害危険地区及び急傾斜地崩壊危険箇所があり、地震による建造物の損壊、それに伴う火災、急傾斜地等の崖崩れ

及び地すべり等の危険がある。国道 156 号線を中心に液状化リスクがかなり高くなっている。商工業者へのリスクとしては、地震による事業所の損壊や地震に伴う火災の影響、液状化による幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

④ 集中豪雨

令和 5 年 9 月には、記録的短時間大雨情報が発令され、1 時間に 110 ミリの雨量を観測するなど、近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

強風豪雨による家屋の倒壊、急傾斜地等の崖崩れ等の危険がある。

商工業者へのリスクとしては、集中豪雨による河川の氾濫やそれに伴う洪水による影響などが想定される。

⑤ 竜巻・突風

平成 24 年 5 月 6 日に県東南部で発生した竜巻により、甚大な住家被害、農業被害、学校施設等への被害が発生した。

その他、平成 27 年には東水沼、令和 2 年には東高橋で突風が発生し、住家の屋根などへの被害が発生した。

今後も、突発的かつ局地的に建造物損壊など甚大な被害をもたらす恐れがある。

商工業者へのリスクとしては、突風などによる事業所建物の損壊などの被害等が想定される。

⑥ 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

⑦ サイバー攻撃

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(3) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(4) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 517者 (うち小規模事業者数 374者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	75	70	地域内に広く分散
製造業	63	37	〃
卸売業	42	22	〃
小売業	80	60	祖母井地区に多い
飲食店・宿泊業	42	33	〃
サービス業	136	92	〃
その他	79	60	〃
合計	517	374	

(5) これまでの取組

① 芳賀町の取組

- ・芳賀町地域防災計画の策定
- ・芳賀町水防計画の策定
- ・芳賀町防災ハザードマップの策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 芳賀町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

③事業継続力強化支援計画の実施状況(R6年度)

- ・HPへ事業者BCPに関する国の施策を掲載 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
 - ・防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が、多くいることから、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること。
 - ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いことから、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること。
- ②事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること。
- ③地域の自然災害等リスクについて商工会、町関係部署との間で十分な議論が出来ていない。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②対策、対応を進めるにあたっての必要なノウハウを持つ人員不足については、特定保険会社や中小機構等、他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ③町総務課地域安全対策係、商工観光課、芳賀町商工会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

3. 目 標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町内の地域経済圏の中心となる小売業・飲食業等が多く密集する祖母井地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・支援においては、事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年40者に対して防災、減災の必要性を説明し、事業者BCP策定の啓発を行う。
- ② 町内事業者で事業継続力強化計画（BCP）の3件の策定を目指す。
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～ 令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・アンケート等を実施し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

(3) フォローアップ

- ・芳賀町の防災訓練への参加を促す。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・HPなどで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

(5) 関係団体等との連携

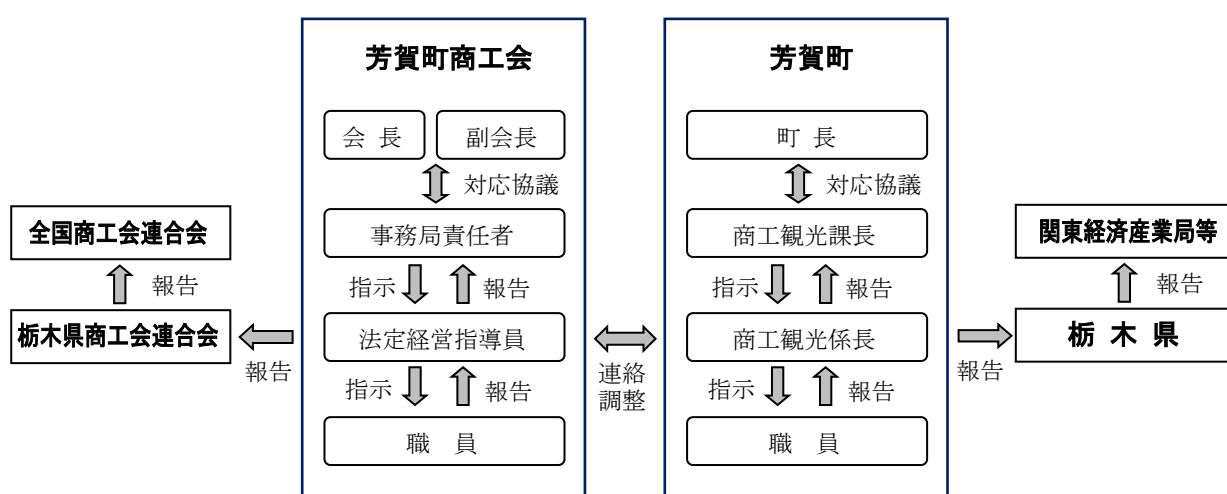
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。
なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・なお情報共有は、別添様式で行う。

期間	頻度
発災後～1週間	1日に2回
1週間～2週間	1日に1回
2週間～1か月	1週間に2回
1か月以降	1週間に1回

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。
- ・商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症(※2)が流行した場合は、以下の手順で対応する。

(※2) 国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当すると表明した場合

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う

2) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会とで情報を共有した上で、町に

においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

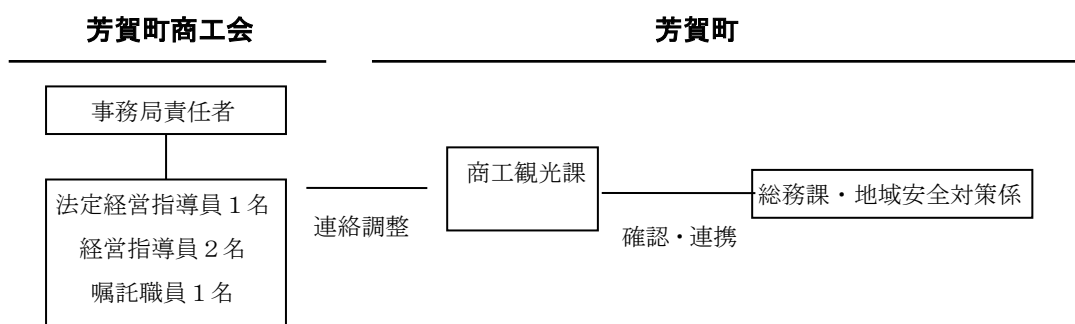
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、芳賀町商工観光課・総務課地域安全対策係が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 必要に応じて、専門家の派遣等を行う。
- ・ また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる損保会社等の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と芳賀町の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 亀井 弘史 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

芳賀町商工会

〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南1丁目3-1

TEL : 028-677-0144 / FAX : 028-677-2909

E-mail : haga_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町村

芳賀町商工観光課

〒321-3304 芳賀郡芳賀町大字祖母井1020

TEL : 028-677-6018 / FAX : 028-677-6088

E-mail : syoukou@town.tochigi-haga.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金、旅費、広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家謝金、旅費	70	70	70	70	70
3. 普及・啓発 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金、旅費、会議費	30	30	30	30	30
5. 防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、芳賀町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

